

富山県警察本部庶務担当課長会議に関する要綱の制定について（例規通達）

県警察における各種施策の総合的かつ効率的な推進に資するため、このたび別添のとおり富山県警察本部庶務担当課長会議に関する要綱を制定し、昭和57年3月10日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、富山県警察本部参事官会議に関する要綱（昭和55年10月30日富務第 878号）は、廃止する。

別添

富山県警察本部庶務担当課長会議に関する要綱

（設置）

第1条 富山県警察における各種施策の総合的かつ効率的な推進に資するため、富山県警察本部（以下「県本部」という。）に富山県警察本部庶務担当課長会議（以下「会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 会議は、部長会議及び公安委員会に提出する案件その他各部の連絡調整を必要とする案件について審議又は協議（以下「審議等」という。）するものとする。

（組織）

第3条 会議は、警務部長、各部の庶務担当課長及び警務部長の指定する者をもって組織する。

2 中部管区警察局富山県情報通信部通信庶務課長は、会議に出席することができる。

（運営）

第4条 会議は、原則として毎週1回定例の日時に開催するものとする。

2 会議は、警務部長が主宰するものとし、警務部長に事故があるときは、警務部長があらかじめ指名する庶務担当課長が代行するものとする。

3 警務部長は、会議の運営上必要があるときは、関係者を会議に出席させて審議等に関する事項について説明を求めることができる。

4 県本部の課長、室長、隊長、所長及びセンター長は、第2条に規定する審議等を必要と認める事項があるときは、当該部の庶務担当課長を通じて会議の審議等を求めるものとする。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、県本部警務課において処理するものとする。